

公 告

次のとおり条件付一般競争入札（事後審査型）を行います。

令和6年（2024年）7月16日

佐賀県療育支援センター統括副所長 森 淳子

1 競争入札に付する事項

- | | |
|----------|-------------------|
| (1) 工事名 | 療育支援センター建具等改修工事 |
| (2) 工事場所 | 佐賀市大和町大字尼寺 1231-1 |
| (3) 工事期間 | 実工期 90 日間 |
| (4) 工事内容 | 別添 内訳書及び設計図面による |

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

- (1) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第2条第2項の規定により、建築一式工事C級の決定（公告日時点）を受けていること。
- (2) 佐賀県内（佐賀土木事務所管内）に本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更正手続開始又は民事再生手続開始の申し出がなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の6か月前から開札の日までに間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・工事等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札手続きに関する事項

(1) 担当課

佐賀県療育支援センター 総務課

郵便番号 840-0201 佐賀市大和町大字尼寺 1231-1

電話番号 0952-62-2131 FAX 0952-51-2011

電子メールアドレス ryouiku@pref.saga.lg.jp

(2) 設計図面及び入札関係書類等の交付方法

令和6年(2024年)7月16日(火曜日)から令和6年(2024年)7月19日(金曜日)までの期間、佐賀県ホームページに掲載します。(http://www.pref.saga.lg.jp/)

4 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、入札参加届(別紙様式第2号)を令和6年(2024年)7月19日(金曜日)17時までに3の(1)の担当課に郵送(必着)又は持参してください。

5 入札書の提出場所等

(1) 問い合わせ先

3の(1)の担当課

(2) 入札説明会

実施しません。

(3) 入札及び開札の日時並びに場所

令和6年(2024年)8月1日(木曜日)10時 佐賀県療育支援センター内 会議室

(4) 入札の延期

天災やその他やむを得ない理由により入札又は開札を行うことができない場合は延期することもあるので、事前に3の(1)の担当課に確認してください。

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号の規定により免除します。

イ 契約保証金

佐賀県財務規則第115条第3項第3号の規定により免除します。

(2) 入札書に記載する金額

入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるかは問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札書に記載してください。

(3) 入札の無効

次のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入された者を提出した者

オ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

- カ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者
- キ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条により無効とみとめられるものを提出した者
- ク 一人で 2 以上の入札をした者
- ケ 代理人でその資格がない者
- コ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(4) 入札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札参加者の負担とします。

- ア 入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公平に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

ア 予定価格及び最低制限価格の制限内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者としします。

イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返します。

ウ 予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとします。

エ 第 1 回目の開札の結果、落札候補者がいないときは直ちに再度入札（第 1 回目を含め 3 回を限度）を行います。

(7) 入札等に対する質問書の受付等

本業務の内容及び入札手続き等に関する質問については、別紙様式第 3 号により、令和 6 年（2024 年）7 月 25 日（木曜日）17 時までに 3 の（1）の担当課に持参、FAX、電子メール等で提出してください。質問があった場合は、令和 6 年（2024 年）7 月 29 日（月曜日）までに質問者及び入札参加届を提出した者に FAX、電子メール等で回答します。